別表第四第二号ロを次のように改める。

ロ　自動はかり	
(1)　ホッパースケール	
ひょう量が百キログラム以下のもの	百七十七万六千七百円
ひょう量が百キログラムを超えるもの	百九十九万八千七百円
(2)　充塡用自動はかり	
最大充塡量（累積はかりにあっては「ひょう量」とする。以下(2)において同じ。）が百キログラム以下のもの	百七十四万六千七百円
最大充塡量が百キログラムを超えるもの	百九十三万八千七百円
(3)　コンベヤスケール	百五十四万五千五百円
(4)　自動捕捉式はかり	百五十八万四千百円

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（ホッパースケール等の検定に係る手数料の額に関する特例）

第二条　令和五年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているホッパースケール、充塡用自動はかり又はコンベヤスケールについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するものごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。

（計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則別表の一の項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に、「平成三十七年四月一日」を「令和七年四月一日」に改め、同表の二の項中「平成三十五年四月一日」を「令和五年四月一日」に、「平成三十八年四月一日」を「令和八年四月一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第三十二号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第七項第三号の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

総務大臣　高市　早苗

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
付表　各地帯の地域の明細表	付表　各地帯の地域の明細表
第一地帯　［略］	第一地帯　［同上］
第二地帯　［一～三　略］	第二地帯　［一～三　同上］
四　ヨーロッパ	四　ヨーロッパ
アイスランド	アイスランド
アイルランド	アイルランド
アゼルバイジャン	アゼルバイジャン
アルバニア	アルバニア
アルメニア	アルメニア
アンドラ	アンドラ
イタリア	イタリア
ウクライナ	ウクライナ
ウズベキスタン	ウズベキスタン
英国	英国
エストニア	エストニア
オーストリア	オーストリア
オランダ	オランダ
ガーンジー	ガーンジー
カザフスタン	カザフスタン
北マケドニア	
ギリシャ	ギリシャ
キルギス	キルギス
クロアチア	クロアチア
コソボ	コソボ
サンマリノ	サンマリノ
ジブラルタル	ジブラルタル
ジャージー	ジャージー
ジョージア	ジョージア
スイス	スイス
スウェーデン	スウェーデン
スペイン	スペイン
スペインの海外領土	スペインの海外領土
カナリー諸島	カナリー諸島
ジャデュ	ジャデュ
セウタ	セウタ